

青森県教育委員会第 723 回定例会会議録

期 日 平成 21 年 4 月 8 日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

委員長及び委員長職務代行者選挙

報告第 1 号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成 21 年 4 月 8 日（水）

・開会 午後 3 時 30 分

・閉会 午後 3 時 50 分

・出席者の氏名

鈴木秀和、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治（教育長）

・説明のために出席した者の職

細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長

・会議録署名委員

島委員、高橋委員

・書記

相坂讓、坂本雄大

## 会 議

### 委員長及び委員長職務代行者選挙

(鈴木委員長職務代行者)

審議に先立ち、委員長の選挙を行う。

選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則第4条の規定により無記名投票と指名推薦の2通りあるが、いかがすべきか。

(教育長)

投票としたらどうか。

(鈴木委員長職務代行者)

田村教育長から投票がいいのではないかという意見があったが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長職務代行者)

それでは、選挙の方法は、投票とする。

事務局から投票用紙を配付させる。

### 【事務局投票用紙配布】

(鈴木委員長職務代行者)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっているため、投票用紙に田村教育長を除いた委員の氏名が記載してあるので、委員長に選任したい者の氏名の上欄に丸印を書いていただきたい。

なお、本日欠席している福島委員に投票することも可能である。

### 【全委員投票用紙記入】

(鈴木委員長職務代行者)

これから、各委員のところに事務局が投票箱を持っていくので、投票していただきたい。

### 【全委員投票】

(鈴木委員長職務代行者)

事務局に開票作業をお願いします。

**【事務局開票作業】**

(鈴木委員長職務代行者)

それでは、選挙の結果を発表する。投票数5票、有効投票数5票。うち鈴木委員4票、福島委員1票。

選挙の結果、委員長に私が新任されることに決定した。なお、任期は平成21年4月8日から平成22年4月7日までである。

(鈴木委員長)

次に、委員長職務代行者の指定を行う。

今年度から、委員長職務代行者を2名指定したいと思うが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

それでは、今年度は委員長職務代行者を2名指定することとする。

指定の方法は、青森県教育委員会会議規則第5条で、委員長の選挙に準ずることとなっており、その方法は、無記名投票と指名推薦の2通りあるが、いかがすべきか。

(教育長)

投票としたらどうか。

(鈴木委員長)

田村教育長から投票がいいのではないかという意見があったが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

それでは、選挙の方法は、投票とする。

はじめに、第一順位の委員長職務代行者の指定を行うこととする。

事務局から投票用紙を配付させる。

**【事務局投票用紙配布】**

(鈴木委員長)

投票用紙に、私と田村教育長を除いた委員の氏名が記載されているので、委員長職務代行者に指定したい者の氏名の上欄に丸印を書いていただきたい。

なお、本日欠席している福島委員に投票することも可能である。

**【全委員投票用紙記入】**

(鈴木委員長)

これから、各委員のところには事務局が投票箱を持っていくので、投票していただきたい。

**【全委員投票】**

(鈴木委員長職務代行者)

事務局に開票作業をお願いします。

**【事務局開票作業】**

(鈴木委員長)

では、結果を発表する。投票数5票、有効投票数5票。うち福島委員5票。

本日以降、第一順位の委員長職務代行者は、福島委員を指定することと決定した。

引き続き、第二順位の委員長職務代行者の指定を行う。

事務局から投票用紙を配付させる。

**【事務局投票用紙配布】**

(鈴木委員長)

投票用紙に、私、福島委員及び田村教育長を除いた委員の氏名が記載されているので、委員長職務代行者に指定したい者の氏名の上欄に丸印を書いていただきたい。

**【全委員投票用紙記入】**

(鈴木委員長)

これから、各委員のところには事務局が投票箱を持っていくので、投票していただきたい。

**【全委員投票】**

(鈴木委員長職務代行者)

事務局に開票作業をお願いします。

**【事務局開票作業】**

(鈴木委員長)

では、発表する。投票数 5 票、有効投票数 5 票。島委員 4 票、高橋委員 1 票。

本日以降、第二順位の委員長職務代行者は、島委員を指定することと決定した。

## 議事

### 報告第 1 号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について

(事務局説明 松田スポーツ健康課長)

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について報告する。

今回の改正は、学校保健法が学校保健安全法に、学校保健法施行規則が学校保健安全法施行規則にそれぞれ名称が改められたことや条項に移動が生じたことに伴い、これらの法令を引用している本規則について所要の整理を行ったものである。

また、学校保健法施行規則が平成 21 年 3 月 31 付けで改正され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い速やかに本規則の一部を改正する必要性が生じたが、会議を招集する暇がなかったことから、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、定めまたのでここに報告する。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第 1 号については、了解した。

### そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 佐藤教職員課長)

会議資料 4 ページと 5 ページを開いていただきたい。

県教育委員会が 3 月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。

社会的影響が大きな事案である事案 4～6 について説明する。いずれも、去る 3 月 30 日の処分後速やかに公表した。

まず、事案 4 は、去る 2 月 7 日、西北地域の小学校の教諭が、五所川原市内において、酒気帯び状態で車を運転し、人身事故を起こしたもので、3 月 30 日に運転免許取消処分が出されたことから、同日付けで免職の懲戒処分を行ったものである。

事案 5 は、三八地域の中学校において、教諭 2 名が体罰を長期にわたり繰り返したことから、各々停職 1 月、減給 3 月の懲戒処分を行ったものである。

事案 6 は、東青地域の高等学校の教諭が、女子生徒に対し、腰や尻を叩く、後ろから抱き

つく等の行為をし、生徒に不快感を抱かせるというセクシュアル・ハラスメントを行ったことから、停職6月の懲戒処分を行い、同日付け辞職を承認したものである。

事務局としては、今後このようなことの二度とないよう、指導して参りたい。

(教育長)

処分の状況については教職員課長から報告があったところであるが、教職員の服務規律の確保については、機会あるごとに、会議や通知等により、再三にわたり指導の徹底をお願いしてきたところである。今回、これらの事案が発生したことは、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ね、ひいては学校教育に対する県民の不信を招くものであり、誠に遺憾である。

今後このようなことが発生しないよう、3月30日付けで市町村教育委員会及び県立学校に対し、服務規律の確保の徹底について通知したほか、あわせて校内研修等で活用できる非違行為防止のための研修資料を配付したところである。

今後は、これから開催される市町村教育委員会教育長会議や県立学校長会議の場を通して、改めて指導の徹底を図って参りたい。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、私から、飲酒運転、体罰、セクハラ等の行為は、それまで築き上げてきた、子どもたちと学校との信頼関係を崩壊させかねない極めて悪質な行為である。研修を通して、教職員の自覚を高め、二度と類似の事案が発生することがないように、服務規律の徹底を図っていただきたい。今回の懲戒処分の状況については了解した。